



ガソリン価格調整疑い報道に関する長野県石油商業組合 による調査報告についてお知らせします。

県内サービスステーション事業者間におけるガソリン価格調整疑い報道に関し、2月6日に県から長野県石油商業組合に対して依頼した調査報告について、同組合から以下の申し出がありました。

県としては、公正取引委員会に対し、当該指示の事実確認を早急に行うため、本日予定していた報告は当面延期します。

【長野県石油商業組合からの申し出】

公正取引委員会が同組合に対して2月18日に立入検査を行ったことを踏まえ、公正取引委員会から同組合に対し、調査中の事案に関する内容を公開し、又は公開の場で説明することは差し控えられたいとの指示があった。

このため、県に対して調査中の内容を公開で報告することは、当該指示に抵触するため行うことはできない。

【県の見解】

県は、同組合が県民に対する説明責任を果たすために、事実の有無に関する調査を行い、その結果と今後の対応を県に対して公開で報告することを求めてきたところであり、内容の公開ができない状況では、当初の目的を果たすことができないと考えている。

そのため、この点に関して公正取引委員会への事実確認を行うこととしており、本日予定していた報告は当面延期とする。

(問合せ先)

県民文化部くらし安全・消費生活課
担当：山口、工藤

電話 026-235-7151 (直通)

F A X 026-235-7374

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp